

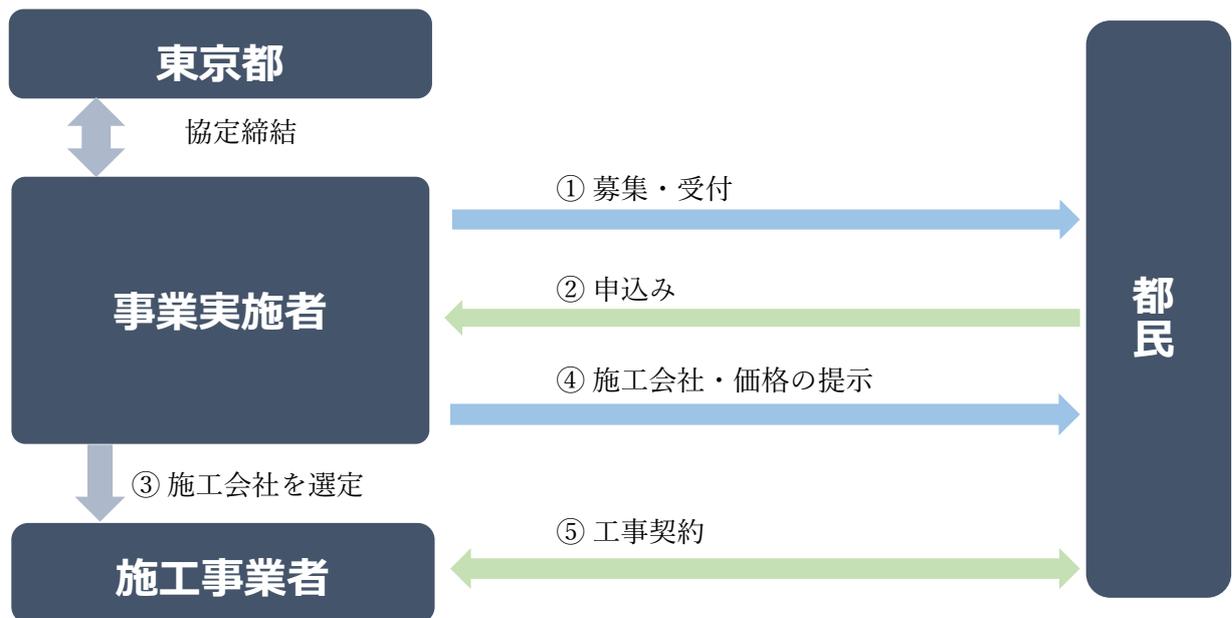
太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業募集要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、2050年までに世界のCO₂排出量の実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現を掲げ、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフを目指した取組を加速している。

東京はエネルギーの大消費地であり、ゼロエミッション東京の実現に向けては、エネルギーの消費効率の最大化と温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーを基幹エネルギーとした脱炭素エネルギーへの転換が必須である。

本要項は、太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の購入を希望する都民を募り、共同購入することによるスケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図る事業について、都と共同で事業を実施する事業者（以下「事業実施者」という。）を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。



【共同購入支援事業概略図】

2 事業の概要

(1) 事業名

太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業

(2) 事業の内容

太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３） 事業実施期間

協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、9（2）に規定する協定の有効期間が延長された場合は、その期間による。

（４） 事業実施に係る費用

都は、本事業の実施に要する経費のうち、広報活動及び本事業の実施結果に対する効果検証に係る費用について、別途締結する協定に基づき、事業実施者に交付する。

3 公募への参加資格

本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

なお、複数の事業者が共同で事業を実施する場合には、全ての構成員が要件を満たす者であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （２） 都の指名停止措置を受けていないこと。
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者でないこと。
- （４） 東京都税その他の租税を滞納していないこと。
- （５） 太陽光発電設備等について精通していること。
- （６） 本事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- （７） 共同で事業を実施する事業者（以下「共同事業体」という。）が応募する場合には、代表する法人を定めること。
- （８） 募集要項等に示す業務を履行する能力を有すること。
- （９） 単独で応募した法人は、他で応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- （１０） 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として重複しての応募をしないこと。

4 参加申出に関する事項

応募者は、（１）に掲げる全ての書類を、（４）の提出先に持参又は郵送により提出すること。

（１） 提出書類

- ア 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業参加申出書（様式1）
- イ 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業企画提案書（様式3）
- ウ 企画提案書（様式4）
- エ 誓約書（様式5）
- オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請日から3か月以内のもの）
- カ 納税証明書（国税）（税務署が発行する法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書で、申請日から3か月以内のもの）
- キ 納税証明書（東京都税）（都の都税事務所が発行する東京都税の完納証明書で、申請日から3か月以内のもの。東京都内に事業所がない場合は、本店を管轄する道府県税事務所が発行するものに代えることとする。）
- ク 定款又は規約
- ケ 直近2事業年度の財務諸表の写し（貸借対照表及び損益計算書）
- コ 会社概要書（設立年月日、所在地、事業内容、組織体制等が記載されたもの。パンフレット等による代替も可とする。）
- サ 国又は地方公共団体において実施した太陽光発電設備等の共同購入支援事業又は類似の共同購入支援事業の契約書等の写し（3件まで）

(2) 提出部数

正本1部（両面印刷）及び副本6部（両面印刷）を1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。

また、電子媒体（CD-R）1部を提出すること。

(3) 提出期限

令和5年1月30日（月曜日）午後5時【必着】

なお、受付は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までの間に行う。

(4) 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎20階南側

東京都環境局気候変動対策部家庭エネルギー対策課

(5) 提出書類の取扱い

応募者から提出された企画提案書について、都は、審査及び事業実施者の選定に必要な限度において、応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

また、提出された提案書等は返却しないものとする。

5 質問の受付

募集要項の内容、その他本事業に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

質問書（様式2）を電子メールで次のメールアドレス宛てに送付すること。

S0213305@section.metro.tokyo.jp

(2) 受付期間

令和5年1月23日（月曜日）午後5時まで

(3) 質問の回答

東京都環境局ホームページ

(<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/home/group-kounyu.html>) に掲載し、個別には回答しない。

6 企画提案書の作成

募集への参加手続の際に提出する企画提案書（様式4）には、仕様書を参考に次の項目について記載すること。

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容を基に可能な限り具体的な提案を記載すること。

また、仕様書に記載されている内容に追加して実施するものがあれば併せて提案すること。

(1) 事業の実施体制（様式4別紙1）

統括責任者、プロジェクトリーダー、コールセンターに関する業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験、資格、能力等を具体的に記載すること。

また、それら人員体制の業務内容についても具体的に記載すること。

(2) 事業の実績（様式4別紙2）

応募者が過去に実施した、太陽光発電設備等のグループ購入促進事業又は類似のグループ購入促進事業*の実績について記載すること。

また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載すること。

※ 類似のグループ購入促進事業とは、太陽光発電設備等に限らず物品・サービス等の購入を希望する者を募集し、その数を取りまとめた上で、物品・サービス等を提供する事業者を選定し、購入を希望する者と提供する事業者とのマッチングをサポートする一連の事業をいう。

(3) 事業実施スケジュール（様式4別紙3）

本事業の開始から完了までの事業実施スケジュールを具体的に記載すること。

(4) 広告宣伝について（様式4別紙4）

応募者が行う効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案を行うこと。

(5) 太陽光発電設備等の施工事業者の選定について（様式4別紙5）

太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置できる施工事業者の選定について、必要となる基準（選定基準）の内容や募集から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を提案すること。

(6) 問合せ対応について（様式4別紙6）

本事業に関する問合せや苦情に対応するためのコールセンターの設置について、問合せ方法（電話、インターネット、メール等）、稼働時間、設置期間等、具体的な提案を行うこと。

(7) リスク管理について（様式4別紙7）

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策及び対応策について、具体的な提案を行うこと。

（想定されるリスクの例）

- ・本事業に参加して、太陽光発電設備の設置を希望される方が、設置の意向を辞退することにより、施工業者に余剰在庫が生じる。
- ・事業実施者は、本事業への参加者数を想定して、施工業者から得る手数料を算定するが、辞退する者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない。

(8) 収支見込等（任意様式）

本事業に関する収支見込、手数料率及び手数料率算定の基礎となる資料を提出すること。

(9) 企画提案書の作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書（様式4）の右上の「識別記号」枠には何も記載しないこと。

イ 企画提案書（様式4）の書類に、会社名、ロゴマーク等、応募者の名称を識別又は推定できる文言等を記載しないこと。

ウ 本文に使用する文字のフォントサイズは、原則として10.5ポイント以上とすること。

7 企画提案書の審査

(1) 審査方法

事務局（東京都環境局気候変動対策部家庭エネルギー対策課）及び別に設置する「太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業に係る事業実施者選考審査委員会」（以下「選考審査委員会」という。）において、応募者によるプレゼンテーションを実施の上、提案内容、応募者の実績等について多角的に審査し、最も優れた提案をした応募者を事業実施者として選定するものとする。

プレゼンテーションは、1団体25分（提出済みの提案書によるプレゼンテーション15分、質疑10分）程度とする。

(2) 審査時期

令和5年2月上旬予定

プレゼンテーションの日時は、4（3）に記載する提出期限後、書面により個別に通知する。

なお、事前に通知する開始予定時刻から15分以上経過しても審査会場に来場しない場合は失格とする。

（3） 審査結果の通知

審査の結果については、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

（4） 審査項目及び審査基準

提案書の審査項目及び審査基準は、次のとおりとする。

審査項目		配点	審査基準
事業主体	実施体制	25	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。（技術者、専門員の配置、組織、人員、サポート体制等）
	事業実績		本事業又は本事業に類似した事業の実績はあるか。
	財務状況		事業者の経営状況は安定しているか。
事業内容	購入希望者の募集（広告宣伝）	50	効果的かつ効率的な広告宣伝の手法（使用する媒体）や内容となっているか。
	施工事業者の選定		財務状況、人員、施工実績等を考慮して、安全に太陽光発電設備等を設置できる選定方法がとられているか。
	問合せ対応（コールセンターの設置等）		・事業全体の問合せ、苦情及びトラブルに対応できる運用体制及び運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、人材育成研修及びマニュアル作成が行われているか。
	リスク管理		想定されるリスクへの対応策が講じられているか（購入を辞退する者を減らす方策及び購入希望者に関するトラブル防止策（想定される全般的なトラブル防止策）、施工事業者の余剰在庫を防止する方策等）。
事業計画（総合評価）		25	事業内容の創意工夫、具体性、実現可能性等（募集から施工までの円滑な事業運営、事業実施者が一定のリスクを負うか等）を含めた本事業全体の総合評価
合計		100	—

- ・事業内容については、できる限り具体的な提案内容を記載すること。
- ・審査委員の平均得点が60点を下回った場合は、失格とする。
- ・合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定する。

（1） 「事業内容（配点50点）」の合計得点が最も高い提案を採用する。

- (2) (1) で同点であった場合は、「事業計画（総合評価）（配点 25 点）」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (3) (2) で同点であった場合は、選考審査委員会の審議で選定する。

8 応募の無効に関する事項

応募者が次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 3に掲げる参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 単独で応募した法人が、他で応募する共同事業体の構成員となったとき。
- (4) 共同事業体の構成員が、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として重複しての応募をしたとき。
- (5) その他、提示した事項及び本募集に関する条件に違反した、あるいは不適切な行為があったとき。

9 協定

(1) 協定の締結について

選考審査委員会において最優秀応募者に選定された応募者を事業実施者の候補とし、業務内容の詳細、協定条件等について協議の上、合意した後に都と最優秀応募者との間で協定を締結する。

なお、最優秀応募者との協議が整わなかった場合は、次点の応募者と協議を行うものとする。

(2) 協定期間について

協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

なお、太陽光発電設備等の設置に係る工事完了の日が令和6年3月31日以降となる場合は、都との協議により協定期間を工事完了の日まで延長することができる。

また、事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間協定を継続することとし、以後も同様とする。

(3) 留意事項

ア 採用された提案書の内容については、必要に応じて一部変更又は修正を行う場合がある。

イ 業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に都の承諾を得た上で、業務の一部を委託する場合はこの限りではない。

ウ 本業務で得た成果品及び著作権については、全て都に帰属する。

10 その他

- (1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出期限後の参加申出書又は企画提案書の再提出及び差替えは認めない。ただし、都が求める場合はこの限りではない。
- (3) 応募書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。